

【必ずお読みください】

※旅行事業者・宿泊事業者は、当キャンペーンの利用者全員に当書面のお渡し等により内容を予め周知ください。

【大阪いらっしゃいキャンペーン2021利用規約（表面）】

本規約は、大阪府・大阪市・大阪観光局が実施する「大阪いらっしゃいキャンペーン2021」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本キャンペーンの申し込みをするものとします。

1. 当キャンペーンの対象者は、「**大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民**」のいずれかであること

※ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：修学旅行）に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。

- (1) 利用者は、旅行事業者または宿泊事業者に対して**大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民のいずれか**であることが確認できる書類を提示すること。
(団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること)
- (2) 旅行事業者への申込みの場合は、申込から出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- (3) 本人確認書類については旅行期間中携行すること。

・本人確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

※利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

2. ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

- (1) 利用者は下記条件を満たすこと
ワクチン接種歴又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方 ※PCR検査の他、抗原定量検査を推奨
・12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は不要 ※感染状況により変更する場合あり
・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：修学旅行）については、（検査を省略し）参加可能
ただし、引率者は、ワクチン接種歴又はPCR検査等での陰性が確認できることが必要
・詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照
<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>
- (2) 利用者は、旅行事業者または宿泊事業者に対して上記2-(1)の条件を満たしていることが確認できる下記書類のいずれかを提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）
・接種済証又は接種記録書（ワクチン接種を2回接種後2週間経過しているもの。コピー・写真可）
・PCR検査等で陰性であることが確認できた検査の結果通知
(PCR検査又は抗原定量検査については、参加時の3日前以内のもの。陰性証明書は不要。
コピー・写真・結果通知メール可。)
- (3) 旅行事業者への申込みの場合は、申込から出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- (4) ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中携行すること。

【大阪いらっしゃいキャンペーン2021 利用規約（裏面）】

3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

（健康管理チェックシートは旅行・宿泊当日に配布）

- (1) 本日から遡り14日以内に、37.5°C以上の発熱がありましたか？
- (2) のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いたるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？
- (3) 同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
- (4) 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、もしくは該当在住者との濃厚接触はありましたか？

※旅行当日上記に該当する場合は、キャンペーンの対象にならない。またそれに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

4. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- (1) 旅行時は毎朝検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国の接触確認アプリや府の追跡システムを利用すること。
- (2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- (3) 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が当キャンペーンの参加条件となる。
- (4) 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐこと。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。
- (5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられているため、実施する場合には、確実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。
- (6) その他、国や府、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

5. キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

- (1) 旅行業者や宿泊事業者が居住地の確認を行う際、居住地が確認できない方のキャンペーン適用はできない。
- (2) 同行者等が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外の居住者であることが発覚した場合、同行者の付与クーポンの返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- (3) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の居住者のなりすまし、居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポン及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。
- (4) 利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (5) 新型コロナウイルスの感染拡大等により当キャンペーンの一時停止や中止が生じた場合において、旅行事業者及び宿泊事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (6) 旅行申込者と旅行事業者および宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、当事務局は一切関与しない。
- (7) 当キャンペーンで付与されるクーポン利用の際は、regionPAYアプリをダウンロードのうえ、おおさかPAYアプリを選択して利用すること。（「おおさかPAY」とはregion PAYのアプリを活用し、旅行期間内に加盟店舗のみで使える決済アプリです。）
- (8) クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し当キャンペーン事務局は一切の責任は負わない。
- (9) クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- (10) クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はできない。
- (11) その他当キャンペーン事務局が不適当と判断した行為。

◆ region PAY
利用規約

◆ おおさか PAY
利用規約



◆クーポンを利用する際のアプリ「region PAY」と「おおさかPAY」の利用規約は右のQRコードからご確認をお願いします。

スマートフォンをお持ちでない場合や、アプリをご利用いただけない場合は紙クーポンのご利用も可能です。（利用店舗の制限あり）